

二つ目のところの最後のところでですね、今後の規制改革で、仮にこうした調査が前例とされれば、規制改革の道を開かず重大な支障にもなりかねない、したがって、今回の調査は、あくまで例外中の例外であり、今後の前例とはならないことを明確にすべきであると、かなり厳しい指摘がなされています。

大臣に伺います。
今回のように、弊害なく、成果が出ている件について全国展開しないというのは、あくまで例外中の例外ということでしょうか。

○坂本國務大臣 国家戦略特区の原則は、特設弊害がない場合には全国展開することです。ただし、今回の場合に、国家戦略特区の中で養父市一か所が例外的に、農地の売買の、株式会社売買の対象にされております。

そういうことで、本特例についても例外的に、政府として、これからニーズ調査あるいは問題点の調査、これを行うということでありまして、このような調査を前例として今後行うことはありません。

○松平委員 しっかり断言いただきました。最後ですけれども、今回の議論の対立、私、これはそもそもKPIがしっかりしていなかったことが最大の原因だと思っております。

ワーキンググループの議論を見ますと、企業農地所有に反対する理由としては、耕作放棄地や産廃の置場になるというものであって、それが起こらないというのが、そこが成果の評価軸だったわけですね。それが後から、後からですよ、企業所有は耕作面積の六%しかなくて。それじゃ成果が低いよねという話が出てきて、それがKPIなんじゃないのという話が出てきて、それが複雑化しているんです。当然、この六%についても、後から出したのでアンフェアだという話もありますし、この数字自体も、やはり限られた期間の中、若しくは、中山間地で非常に厳しい条件でこれだけの数字が出ているというのもしつこいというように評価の仕方もあるわけですね。

です。で、やはり、KPIをどう設定するかというところがしっかりしていなかったというのが元凶だと思っております。

今年度、調査するということなんですけれども、やはり、どういった結果が出て、KPIの設定によって評価が変わってくるので、最初にまっすぐしっかりとKPIを設定して調査に入らないうとまずいのではないかと思います。

そこで、大臣、今年度の調査に当たってはしっかりとKPIを設定することをお願いできませんでしょうか。

○坂本國務大臣 農地のやり取り、売買につきましては、長い長い様々な歴史があります。この調査の具体的な内容についてはまだ未定でありますけれども、委員御指摘の点も踏まえまして、農林水産省としっかりと連携しながら検討してまいりたいと思っております。

○松平委員 是非よろしく申し上げます。時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。国家戦略特区法の一部を改正する法律案について質問いたします。

法案に入る前に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている地方に対する支援策について、厚生労働省に一問質問いたしたいと思います。

国民健康保険料あるいは国保税のコロナ特例による減免制度が二年度も行われることになりました。厚労省は、三月十二日、都道府県宛てに事務連絡を發出し、今年度分の国保料あるいは国保税の減免を行った場合、その費用を特別調整交付金の対象とすることを明記いたしました。昨年度は自治体の減免費用について国が全額補助したわけなんですけれども、今年度は減免総額の二〇%から八〇%にとどまっております。なぜ今回は全額補助としなかったのか、お答え

いただけますか。

○榎本政府参考人 お答え申し上げます。

国民健康保険の保険料の減免を行います。保険者に対する財政支援につきましては、御承知のとおり、令和二年一月頃から新型コロナウイルスの感染症が拡大をして経済活動が縮小していき、収入が減少する被保険者の方々が増えていく中で、収入が減少したことから、令和二年におきましては、感染症の影響により収入が減少した被保険者などの保険料を減免した保険者に対して、特別的に全額の財政支援を行ったところでございます。

一方、令和三年度の保険料につきましては、前年所得に基づき賦課されるということでございます。ですので、新型コロナウイルス感染症発生後の令和二年の所得に応じた保険料が賦課されることになり、またさらに、所得が一定額以下の場合には、応益分の保険料について、七割、五割又は二割が軽減されるということになっております。

このように、令和二年に収入が減少した被保険者に対しては、その所得減少を反映した保険料が賦課され、保険料賦課において必要な措置が講じられるということとなっております。

ただし、令和三年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響はなお継続している状況でございますので、令和三年に収入が減少する被保険者の方々が生じ得るということでございます。従って、保険者が減免を実施した際の財政支援につきましては、これを継続するということとさせていただきます。

一方で、先ほど申し上げましたように、保険料賦課における措置が講じられているということから、金額ではなく、一定割合での財政支援をするということといたしまして、通常時であれば、減免額が保険料総額に占める割合が三%以上である場合にのみ保険者に対して財政支援を行うというものが基本的な考え方でございますけれども、今回は、この割合が三%未満であっても財政支援を受けられるように、先ほど議員御指摘いただいたよ

うな段階をつけて、特別の対象を拡充することとしたところでございます。

各保険者におかれましては、このような仕組みを活用して適切に減免を実施していただきたいというふうに考えているところでございます。

○清水委員 そのようにおっしゃいましたが、全国商工新聞によりますと、神奈川県愛川町の国保課長さんは、昨年並みに減免すると二千万円以上必要になる、国からの財政支援は計算すると約二割だ、残り一千六百万円の捻出、これはどうするのか、非常に頭が痛い、こういうふうにご答えておられるわけですね。

前年度は災害等臨時特別補助金が積算され、全額補助となったわけですが、今回はそうでない。これは、財政難を理由にコロナ特例の国保減免を実施しない自治体も出てくるんじゃないでしょうか。そういう懸念が生まれるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか、厚労省。

○榎本政府参考人 お答え申し上げます。

今ほど御紹介申し上げましたように、今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、減免額が保険料総額に占める割合が三%未満であっても財政支援を受けられるという形で対象を拡充したところでございます。このため、減免を実施した保険者さんにおかれましては、その実績に応じて一定の割合で財政支援を受けることができるということになってございます。

減免を実施されるかどうかというところは各保険者の判断となりまして、国としてはその判断を尊重する立場でございますが、今回の見直しについて、その考え方を、今申し上げましたポイントも含めて、引き続きしっかりと周知することに対応していただくようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 いや、周知するだけじゃなくて、今私が指摘しましたように、市町村ごとには、財政難を理由に実施しないという選択肢もあるわけですよ。御承知のとおり、東京も含めて一都五府県で蔓延防止等重点措置が行われるなど、今コロナ

の災害が続いているわけですね。

やはり、国保料のコロナ減免、せっかくつくつたわけだから、全ての市町村で実施することができると、何かしらの支援を、厚労省、するべきじゃないですか。

今の答弁では納得できません。もう一度お願いします。

○榎本政府参考人 委員の御指摘でございますけれども、私も私としては、まずは今の状況を、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況あるいは保険者による減免の実施状況などを引き続き注視しながら、取りあえず、現在のところ、三年度、先ほど御説明を申し上げましたような形で財政支援を行うことで進めてまいりたいというふうに考えているとでございます。

○清水委員 そんな無責任なことを言うたら駄目ですよ。やはり、前年度同様、国が金額負担するということも含めて検討していただきたい、このことは要望しておきたいと思っております。

それでは、法案に入りますけれども、先に、工場敷地内における緑地面積規制の特例について質問したいと思います。

工場を立地する際、緑地面積及び環境施設の基準を設けていますが、そもそも工場立地法は、製造業等の企業の社会的責務として、工場敷地内の緑地化を行い、積極的に地域の環境づくりに貢献することを求めたものであり、工場立地の段階から、周辺の生活環境と調和を図ることを義務づけているのです。

経産省に確認しますが、今もこの考え方に変わりはありませんか。

○桜町政府参考人 お答え申し上げます。

工場立地法につきましては、工場立地の段階から、企業が周辺の生活環境との調和を保つための措置を講じまして、将来の周辺環境に与える影響について十分な注意を払う義務を全うすること、企業自らの社会的責任を果たすように規制を行っている、そういうものでございます。

○清水委員 今お聞きのとおり、十分な義務を果

たすようにということ、その考え方に変わりはないうこととあります。

配付資料を御覧ください。これは、二〇一五年から二〇一九年までの工場、作業場における火災件数、重傷者数、焼損床面積、焼損表面積、そして損害額、これは全て拡大しているわけでありまして。

今回の特例では、こうした緑地面積等の規制が緩和され、工場で働く人々の災害時の一時避難場所がなくなることや、あるいは、工場火災の際の延焼遅延効果が損なわれることになると懸念が生まれると思うんですね。さらに、周辺住民に対する騒音、振動などへの環境保全という点でも、そもそもその目的を投げ捨てることになるのではないかと。

坂本大臣に伺うんですが、先ほど経産省は、十分な義務を果たすというその考え方に変わりはないというふうにご答弁されました。今の国の準則では、例えば緑地面積率は二〇%以上と定められているんです。設定の特例によりまして、その下限が一%以上という基準でも、ぐうんと下げられる。この一%という基準でも、そもそもその緑地面積等を定めた、基準を定めた目的、趣旨、これが達成できるといふふうにご答弁をされているんです。

○坂本国務大臣 今回の特例措置におきましては、工場周辺の生活環境との調和に配慮することが前提となっております。配慮すべき生活環境との調和というのはどういうものであるかといえます。新たな準則を適用しても周辺の生活環境との調和を損なうことがないと考えられる具体的な事由や、それから、周囲の生活環境との調和を維持するために講じる具体的な措置の内容等が考えられます。

具体的な理由としては、例えば、新増設する工場が森林の中にある、あるいは河川等に囲まれている、周辺の住居エリアとの間に十分な緑地が確保されている、こういう場合には一%以上あれば

いいというようなこととございます。ですから、このような特例に当たりまして、工場を新増設する企業が、その社会的責任として周辺の生活環境との調和に配慮することが求められます。

この点につきまして、内閣府としても、経済産業省と連携しつつ、工場立地が環境の保全を図りながら適正に行われるよう、本特例の運用に努めてまいりたいというふうに思っております。

○清水委員 地域住民との調和、環境の調和というふうにおっしゃいましたが、私、資料で示しましたように、工場火災というのが増えているわけですよ。延焼遅延効果なども、緑地帯やあるいは環境施設というのは従業員の方々の一時避難場所になっている。こういうものの規制を緩和することによって、こういうものを損なうことがないという、そのことを保証できますか。私の質問趣旨はそんなんです。これは、大臣、法案を提出した大臣なんだから、大臣、そこは、この火災の問題について答えてください。

○坂本国務大臣 その辺の、火災の問題につきましては、消防法あるいは高圧ガス法、そういうものでもしっかりと守られているというふうに承知しております。

○清水委員 いや、その答弁では駄目ですよ。だって、安全性を損ねるための規制緩和になるんじゃないんですか。企業の責任と国民生活を守るための規制を緩和するわけですから、この特例は、私は断じて容認することはできない、それを一点述べておきたいと思っております。

企業による農地の取得についても質問するんですけども、今回の特区を導入する条件について、担い手不足で耕作放棄地が拡大するおそれがある中山間地において、これが条件になっているんです。

大臣は、なぜ全国で、地方で、耕作放棄地がこれほど拡大してきたのか、その背景に何が原因というふうにお考えですか。これは大きな視野で、率直に大臣の意見を聞きたいと思っております。

○坂本国務大臣 農業人口そのものが極端に減少

しております。五%から、今やもう、四%、三%。そして、若手の担い手というのがやはりいらっしゃる。さらには、中山間地はとりわけ高齢者の方々が多くいらっしゃいます。そういうことで、どうしても農業が続けられない、農地を農地として耕せない、こういう状況が生まれてきているからであるというふうに思っております。

○清水委員 私もそのとおりだと思っております。やはり、若い世代の方々が、あるいは、いわゆる新規参入者、新規就農者が少ないということが原因だと思っておりますが、では、なぜ担い手不足になっているのか、新規就農者が少ないのか、若い人たちが農業になかなか参入、あるいは引き継がないのか、その原因はどこにあるとお考えですか。

○坂本国務大臣 一番は、所得の不安定さであるというふうに思っています。

○清水委員 まさしくそんなんですよ、大臣。農水省の耕作放棄地に関する意向及び実態把握調査というのが平成二十六年に行われていた。ここでは、二割の農家の方が、やはり、荒廃農地の発生原因に、農産物価格の低迷、それから、収益の上がる作物がない、こういうふうに戻答しているわけですね。例えば高齢の両親が農業を営んでいる、そろそろ勤めにしている子供たちが帰ってきてもらって農地を継いでもらいたい、しかし、農業収入が余りにも少なく、夫婦二人なら何とか生活できる収入というのが全く見えない、だから農業を引き継ぐことができない、通せない、だから農業を引き継ぐことができない、こういう話を伺いました。大臣の地元でもそういう話、聞かれるんじゃないですか。

○坂本国務大臣 私の選挙区も、阿蘇を中心に、多くの中山間地を抱えていますので、そういうところが数多くあります。

○清水委員 時間が来ましたので終わりますけれども、やはり、解決策を企業の参入の緩和に求めるのではなく、農業をやりたいと思っている方が

安心して始められ、収入が安定するような支援、例えば所得補償、価格保障、それから輸入自由化の歯止めなどが必要であります。企業による農地取得の特例については、やはり延長ではなく廃止すべきだ、このことを指摘して私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延でございます。早速質疑させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の議論を聞いておりますと、この改正案に對して余り前向きというような議論になっていないかなという気がしました。私は、積極的に規制緩和をすべきという立場から議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

現行の農地法では、農地所有適格法人以外の、いわゆる一般法人が農地を取得することができません。しかし、農業の担い手が不足し遊休農地が発生しているような地域において、意欲ある会社が農地を取得して農業に参入することは、地域の活性化にもつながると思えます。

本法律案で二年間の期間延長が盛り込まれている法人農地取得事業は、平成二十八年の国家戦略特区法の改正により、五年間の時限措置として創設されたものです。

事業が認められている兵庫県養父市では、これまでに六法人が農地を取得し、営農を始めてまいりました。ただし、このうち一法人は平成三十一年三月から休止中とのことです。本年度中に再開を予定されているということです。

農地を取得した法人の中には、酒米を生産し、それを原料に日本酒を製造し、国内だけではなく海外にも輸出している会社もあります。このような、特区を活用した規制の特例措置を推進し、特段の問題がなければ、私は全国展開を進めていくことが重要だと考えております。さて、政府が新たに政策を打ち出せばその効果

を検証する必要があると思うんですが、法人農地取得事業の政策効果について、内閣府はどのような判断基準をもって分析、評価したのか、まず教えていただけますでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

国家戦略特区の基本方針、これは法律に基づいて閣議決定しておりますのでございますが、この基本方針に基づきまして、特区の規制の特例措置につきましては、その実施状況について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国的に広げていくこととされておるところでございます。

この評価は、内閣府や特区の地方公共団体などが参加して特区の区域ごとに設置されております区域会議が行うこととされておりまして、具体的な評価項目としては、例えば、規制の特例措置を活用した事業の進捗状況、実現した経済的社会的効果、規制の特例措置の活用状況及び効果、弊害が生じている場合にはその内容及び対策の実施状況などが定められているところでございます。

御指摘の養父市のこの特例でございますけれども、毎年度、評価をしております。具体的には、二十八年の創設以来、六法人が合計一・六ヘクタールの農地を取得しているというところでございまして、これらの六法人によって、農業の六次産業化による地域経済の活性化、今まさに御紹介いただきました酒米の製造、販売、日本酒の製造、販売、こういうものでございますが、こういった成果が上がっているというふうに評価をしておりますし、当初懸念されたような、何か農地が産業廃棄物の置場になってしまうんじゃないかというような、特段の弊害が生じているということはないというふうに認識をしております。

○美延委員 特段の弊害がないということですが、法人農地取得事業は、現在、政令によって養父市のみが指定されて、十区域の国家戦略特区であつてもほかの地方自治体で実施することはできません。養父市のほかに法人農地取得事業を実施

したいと希望する自治体、先ほどの御答弁で今のところないということ伺いましたが、希望する地方自治体がないとするならば、せっかく国家戦略特区法に規定しているわけですから、ほかの地方自治体も積極的に手を挙げられるような施策を内閣府としても奨励すべきだと思っておりますが、政府の答弁を求めます。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

そもそも、この特例につきましては、法律上、活用できる区域というのが限定をされております。二つありまして、一つには、農地の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること、それから、従前の措置のみによっては遊休農地などが著しく増加するおそれがあること、こういうような要件を満たすものとして政令で定める地方公共団体という規定になっておりまして、政令で今は養父市だけが定められているということでございます。

養父市の取組につきましては、今御指摘いただきましたとおり、ほかの中山間地域においても地域経済活性化の一つのモデルとして大いに参考にしているのではないかと私どもは考えております。

このため、内閣府では、例えば、養父市の法人農地取得事業の成果、こういう成果を紹介する特集ページというのを作りまして、ホームページ上に開設をしております。それから、特区のいろいろな実績や成果を紹介する活用事例パンフレットというのを作ったりでございますとか、あるいは、動画を作成して、これもホームページ上にアップして公表する、こういうことをやっておりますし、定例的に行っております特区の自治体を集めた会議でもいろいろ御紹介をさせていただいているところがございます。

引き続き、養父市の取組、その成果について、積極的な周知、広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

○美延委員 よろしくお願いたします。

国家戦略特別区域基本方針には、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区

の成果については、先ほど申しましたように、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速させると明記されております。坂本大臣御自身も、一月十五日の記者会見において、特段の弊害がない特例措置は全国展開するのが原則とおっしゃっておられます。

一方で、企業による農地所有に反対する理由として転売の可能性や耕作放棄地になる可能性などが挙げられておりますが、国家戦略特区法の定めによる法人農地取得事業では、このような反対意見を踏まえて、農地を取得した企業が農地を不適正に利用した場合には、地方自治体、この場合は養父市、養父市が買い戻すという契約を締結していることなどの条件を課しており、国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員は、十分な成果が確認されているとこれは評価をしておられます。全国展開する際にも、地方自治体による買戻し特約等の要件をつけなければ問題ないと思えます。

それにもかかわらず、法人農地取得事業を全国展開しない理由としてどのようなものがあるのか、大臣の答弁を求めます。

○坂本国務大臣 養父市の場合には、三十一ヘクタール、農地として活用をされました。その中には、一・六ヘクタールが所有、あとはリース、この組合せでございます。そして、十五・七ヘクタールはこれまで耕作放棄地、遊休地であったところを農地として再生させたということで、養父市の場合には私は効果があつたというふうに思います。

ただ、全国の農地面積は四百四十万ヘクタールあります。その中の三十一ヘクタール、あるいは一・六ヘクタールというところで、しかも、養父市のような中山間地もあれば、非常に生産地もあり、高い、都市近郊のあるいは平たんな農地もあり、そういうことを勘案しながら、例外的に、政府として、もう一度ニーズ、問題点と、調査を特別区域以外において今年度中に実施をし、その結果に基づいて全国への適用拡大について調整をした上で、早期に必要な法案の提出を行うという